

家族福祉政策とシルバーサービス産業

—産業福祉論に関する一覽書—

桂 良太郎*

Family Policy and 'Silver Market Business'
—A Study Note on Industry and Welfare Relations—

Ryotaro KATSURA

序

1989年（平成元年）版の厚生白書では、現在の高齢者たちと、団魂の世代の人びとが高齢者に達する2015年との状況比較を描き出している。おそらく脱工業化社会においては、白書が指摘するように、「生活の質（QOL）」がいっそう追求されるであろう。¹⁾ 核家族化の更なる進行、女性労働力市場の増大、家族の介護能力の低下、高学歴高齢者の増加、などの特質によって、シルバーライフは質量とも大きく変貌して行くものと思われる。

本稿では、今後の高齢化社会を考えるうえにおいて、新しい産業として注目されつつあるシルバーサービスに焦点をおいて、新しい産業と21世紀の社会福祉政策の構築に向けての福祉サービスのあり方との接点を模索しながら、産業と福祉の将来像について考察したい。従来の社会福祉サービスに加えて、新しい給付形態としてのシルバーサービス産業の論点について、いくつか覚書風に整理して今後の検討に供したいと思う。

シルバーサービスに関わる研究は、今までいく人かの研究者によってなされて来てはいるが、本稿は、従来の研究者の視点を踏まえながら、少し異った視角から検討してみたい。その視点とは、「家族福祉政策」との関わりから見た視点である。社会福祉研究においても、この家族福祉政策（ファミリーポリシー）研究はまだその緒についたばかりである。

第1章では、わが国の家族変化の動態を整理し、家族福祉政策の概念を検討してみたい。第2章では、現在のシルバーサービス産業の背景と実情を整理し、第3章では、そうしたシルバー産業の方向性を考えるうえでの家族福祉政策的な視点からみた課題をまとめてみたい。

第1章 わが国における家族変化と家族福祉政策研究の登場

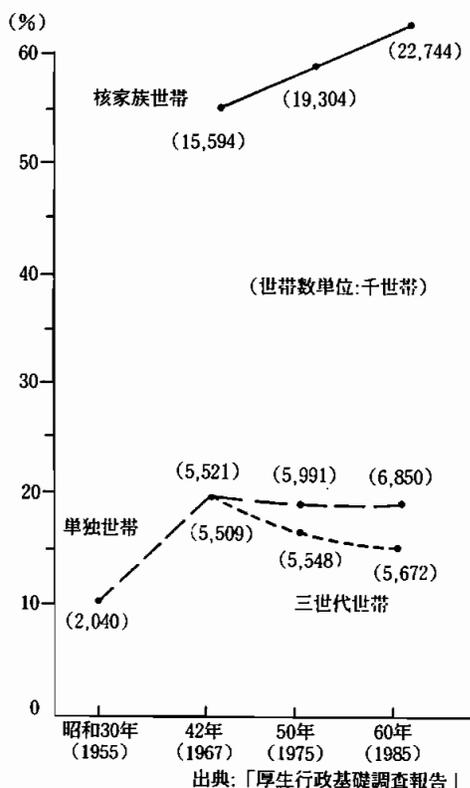
（1）最近の家族変化について

戦後のわが国の社会は、産業化の急速な進展や封建的な家族制度の解体など、家族に関わる部分について急速な近代化が進んだといわれている。それに伴い、家族構造や家族関

* 社会学部産業社会学研究室（平成元年9月30日受理）

係においてもいろいろな変化が生じてきた。その第一に、家族規模の縮小と核家族世帯や単独世帯の増加があげられる。世帯構成の変化については、〔図-1〕のとおりである。ただ注目すべきことは、三世帯世帯数も実数として増加しており、家族構成の類型は多様化の方向に向かっているとされた方が適確であるかもしれない。²⁾ 第二は、婚姻率、有配偶率の低下があげられる。(非婚時代の到来) 現在、世界的にも婚姻率は低下の傾向にあるが、わが国においては特に著しいようである。また、結婚適齢層の有配偶率の推移を見ても大幅な低下傾向が見られる。³⁾〔表-1〕第三は、本稿の研究課題と直接関わる家族の変化

〔図1〕世帯構造別世帯数と構成割合の推移



〔表-1〕30代の男女の有配偶率の推移

(全国と東京)

| | 昭和50年 | 55 | 60 |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 30~34歳 男 (東京) | 84.61% (73.21) | 76.99% (63.84) | 70.16% (58.01) |
| 30~34歳 女 (東京) | 89.77 (83.15) | 88.03 (79.81) | 86.11 (77.16) |
| 35~39歳 男 (東京) | 92.40 (86.61) | 89.38 (80.75) | 83.23 (72.62) |
| 35~39歳 女 (東京) | 90.62 (85.82) | 90.21 (84.56) | 88.27 (80.45) |

出典:総務庁統計局「社会生活統計指概」
(昭和62年)

〔表-2〕2005年の高齢人口比率上位、下位3市町村
(日経新聞推計)

| | 1985年 高齢人口比率 | 2005年 高齢人口比率 |
|----------|-----------------|-----------------|
| 北山村(和歌山) | 28.36 | 70.35 |
| 魚島村(愛媛) | 24.35 | 65.45 |
| 大川村(高知) | 23.57 | 61.22 |
| 玉穂町(山梨) | 8.52 | 3.13 |
| 加茂町(京都) | 10.97 | 4.37 |
| 桜町(茨城) | 4.40 | 4.55 |

出典:日本経済新聞「経済教室」
昭和62年11月25日朝刊

として、家族構成員の高齢化、しかも急速な高齢化があげられる。現在日本の65歳以上の人口は、約1,429万人で、総人口に占める割合は、昭和63年より0.4%増えて11.6%に上昇していることが総務庁の統計調査で明らかになった。また日本経済新聞がまとめた全国の市町村別の将来人口推計によれば、将来は大都市や地方中核都市周辺で人口が増加するとともに、高齢化が遅れ、反面人口減少が大きい過疎地域では、高齢化の進展が急速になるという結果が出ている。⁴⁾〔表-2〕このように人口の高齢化は今後地域的に大きく偏ってあらわれるので、これにどのように対処するかは大きな課題を呈している。第四に指摘しておかなければならない事は、家族の意味の変化をあげておきたい。わが国では、戦後、

- (3) 子どもの保育および養育に関する政策
- (4) 住宅政策
- (5) 保健・医療政策
- (6) 対人福祉サービス（パーソナル・ソーシャル・サービス）に関するもの

これらのことから判断するに、フィールドとしての「家族政策」とは家族問題を軸にした広範なものでありながら、その焦点を、親と子、あるいは子供を持つ家族を援助する方法に合わせていることが見てとれる。例えば、ここでの問題とする老人問題を「家族政策」に含まないということではないが、主要な対象とはなっていない。一つにはこの問題は、従来のカテゴリー別の社会福祉政策の対象として容易に成立するという合意があるからである。つまりフィールドとしての「家族政策」とは、従来のたて割りの社会福祉政策では取り扱われにくい対象、あるいはいくつもの分野に重複して出現する対象を取り扱うことを意図している。この意味において「家族政策」とは従来のたて割りの社会福祉政策への真摯な批判を含んでいることになる。

一方先述したように、家族問題に占める老人問題の比重が高まりつつある現在において、「家族政策」の焦点を、子どもを持つ家族のみに限定することの是非をめぐる、論議がくり返えられている。1978年に開催された「家族政策に関するノールダム国際セミナー」において、在米・ヨーロッパの研究者が一堂に会したが、その時の論議を呼んだ課題がそれであった。「家族政策」の定義をめぐる論議では、その対象を「子どもを有する家族」に限定するか、あるいは「それ以外の家族を含む（老人問題等）」のかという点に関して行われ、結局は意見の一致を見ることはできなかったが、いずれの側に立つ論者も、児童の問題を児童として取り扱うのではなく、家族全体の問題として包括的に取り扱うことの一致した見解が出されたのである¹⁰⁾。

また、保健・教育・社会局と社会福祉全国会議との共同プロジェクトとして、1977年に設立された「家族と公共政策に関する全米委員会」でも、「家族政策」が従来「児童政策」(Children's Policy)と同等に考えられてきたことを踏まえながらも次のように「家族政策」をより幅広く捉えることを提案している。「老人の増加、子どもを持たない夫婦の増加等、家族により多くの変化が生じてきたことを踏まえて『家族政策』は、各世代にわたる (intergenerational) 視点を持ち、単身者、子どものない夫婦、子どもを持つ夫婦、老人のいる家族、身障者のいる家族等それぞれが必要とするサービスを供給すべきである¹¹⁾」と提案している。欧米における家族のとらえ方とわが国のそれとの相異はともかくとしても、本来家族に対する総合的な福祉政策を考える場合、この家族政策的なとらえ方を筆者は高く評価したいし、また本来そうあるべきところが、そうではなかった点(たて割りの考え方であった点)に従来の家族福祉政策論の問題があったことを指摘しておきたい。本稿では、この委員会の提示した視点を再検討するとともに、家族、家庭基盤の充実こそが真の高齢化社会の豊かさにつながるものであることを強調したい。そして、特に老親介護負担の緩和施策において、新しいサービス供給システムとしてのシルバーサービスの位置づけを家族福祉政策の視点から洗い直してみる必要がある。

その前に最近のわが国のこのような家族福祉施策の政策動向を探ってみる必要が生じてきた。

(3) わが国の家族福祉政策の動向

厚生省の人口問題審議会の人口と家族に関する特別委員会(委員長=福武直氏)は1988

年7月に、家族問題に焦点をおいたわが国の人口問題に関する研究報告書をまとめ、人口審議会に提出している。この報告書は、最近の人口と家族の変動傾向を詳細に分析すると共に、人口の急激な高齢化の進行緩和と同時に、家庭基盤の充実施策のあり方についていくつかの政策提言を行っている。¹²⁾ 総論の骨子をもとに、そのいくつかの政策提言の内容について検討してみたい。本報告書は、40年後の人類未経験の超高齢化社会に到達することを踏まえて、人口の動向と家族の動向は不可分に結びついていることから、高齢化社会における家族の総合的な政策的対応を提言している。提言の柱は、①家族形成（結婚）に関する支援策、②家庭生活に関する支援策、③老親扶養に関する支援策、④国民的論議の展開、⑤人口に関する教育・研究水準の向上となっている。前半の事項に関わる内容をみると、まず第一の家族形成に関する支援策については、未婚率や晩婚化の上昇による結婚パターンの変化が長期的にも出生率を押し下げる要因となることから、結婚しやすい環境づくりに社会全体が配慮し、特に大都市圏では住宅事情の改善の必要性を指摘している。第二の出産・育児に関する支援策では、出生率の低下理由の多くは未婚率の上昇に帰することができるとしながらも、夫婦の出生力も決して高くないことに着目している。このため子供の教育費負担、住宅事情、妻の仕事と出産・育児の両立のむづかしさを解消する経済的、社会的に産出しやすい環境づくりを進めていくことを指摘している。具体的には、住宅事情の改善、育児手当の見直し、教育費の軽減措置、育児休業制度の普及、保育施設の充実などをあげている。第三の家庭生活の支援策では、少産化と生活水準の向上により子育ての経済環境は大いに改善されている一方で、家庭生活のうろおいが奪われているとしている。このための精神的に豊かでゆとりのある家庭生活を築くために、具体的な施策として、労働時間の大幅な短縮、週休二日制の推進、職住接近等の施策が必要であることを指摘している。一方第四の老親の扶養に関する支援策では、親子同居の慣行が弱まれば高齢夫婦世帯の増加傾向が加速化されるとし、親子が遠く離れて暮らしている場合には、高齢者が居住する地域ベースのケア体制の整備の必要性を認めている。また高齢者が息子夫婦などと同居している場合には、高齢者の介護が必要になった時における家族の介護負担は著しいものがあるとみて、次のような施策の充実に指している。

- ① 介護の負担を軽減するためのホームヘルパーなど在宅ケアサービス、デイサービス、デイ・ケア施設の充実
- ② 老親を扶養・介護する共働き世帯の増加が考えられるので、職業生活との調和が容易になるような条件整備
- ③ シルバーサービスに関する情報の伝達、仲介方法の強化

以上がこの報告書の骨子であるが、日本における家族福祉政策の一例として掲げたのであるが、政府が家族や家庭の基盤充実に取り組もうとしてきたのはごく最近になってからの事である。国の長寿社会対策大綱の取り組みがやっとなされ、各地方自治体は独自の対策大綱を現在づくりはじめている¹³⁾。総合的な家族・家庭基盤の充実施策が重要視されはじめた要因はとりもなおさず超高齢化社会の到来が起因していることは今さら言うまでもない事である。老親介護負担の援助施策としてのシルバーサービスの問題について次項で検討してみたい。

第2章 シルバーサービスの現状と課題

高齢化社会に対応した新たなサポートシステムとして最近注目されはじめてきたものに、民間セクターのシルバーサービスに代表される市場型シルバーサービス（産業）がある。

ここでは、このような新しい福祉供給システムとしての市場型シルバーサービス（シルバーサービス産業）が、従来のシルバーサービスとどこが異なるか、またそのようなシルバーサービス産業が生まれてきた背景やその実態について検討してみたい。

（1）シルバーサービスとは何か

現在のところ、「シルバーサービス」と「シルバーサービス産業（またはシルバービジネスと言う人もいる）」とは、その用法において明確な区別がなされていない。時として互換的にさえ使用されている。「シルバーサービス」の概念については、辻哲夫氏（厚生省シルバーサービス振興指導室長）の定義と社団法人シルバーサービス振興会の定義があるが、それら二つの概念規定から「シルバーサービス」は「おおむね60歳以上の高齢者を対象として、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な各種商品・サービスを、公の助成を受けることなく、自由契約で有料で供給する事業」と定義されている。他方、「シルバービジネス」の概念は、厚生省社会局老人福祉課老人福祉専門官をメンバーに含む「シルバーサービスの現状と健全育成に関する研究会」によって「主に60歳以上の高齢者（シルバー層）を対象として、民間企業が市場原理により財・サービスの供給を行うもの」と規定されている。両者は共に(1)財・サービス（商品）の供給対象を「シルバー層（60歳以上）」に限定していることと、(2)財・サービス（商品）の供給が「自由経済システム」に則って有料で行われることにおいて共通している。しかし、(1)供給される財・サービス（商品）に関して、「シルバーサービス」は「高齢者の健康や生活の安定」に資するものに限定しているのに対して、「シルバービジネス」の方は、何らの限定も設けていないこと、また、(3)供給主体に関して、「シルバービジネス」は、「民間企業」に限定しているが、「シルバーサービス」の方はその限定がなく、(3)供給活動に関して、「シルバービジネス」の方は「利潤追求」を本旨とする「営利活動」自体に限定的であるのに対して、「シルバーサービス」の方は、「非営利性」の要素を含み込む余地を残しているなどの点において異っている。¹⁴⁾ 例えば、生協などのシルバーサービス等を考えた場合、非営利的要素が多いサービスの位置付けがこれによってなされる。以上から、「シルバーサービス」と「シルバービジネス（シルバーサービス産業）」とを区別するメルクマールは、(a)供給物が高齢者の健康や生活の安定に資するか否か、(b)事業が「利潤獲得を第一義的な目的としているか否か」の二点にあると言える。換言すれば、「シルバーサービス」が「福祉サイド」からの規定であるのに対して、「シルバービジネス」は「経済（産業）サイド」からの規定といえる。こうした概念規定は、後述するシルバービジネスの現状を集約したものであるが、むしろ当為概念としてのシルバービジネスの概念（とらえ方）をもっと模索する必要性が今日せまってくる事を付言したい。つまり、これらの規定は、高齢者のみを対象とした規定であり、本来、高齢者の問題は実は児童の問題であったり、家族や家庭のあり方の問題であるにもかかわらず、従来のたて割りのなとらえ方におわっている。より家族福祉的なパースペクティブからみたシルバーサービスのあり方の概念を今こそ構築していくことが、むしろ健全な民間型（市場型）の給供システムの発展に結びつくのではないかと考える。この課題は、福祉と産業の接点がどうあるべきかを問い直すための、一つの今日的な最重要課題であると言っても過言ではない。

（2）シルバーサービス誕生の背景とその現状

家族福祉的なパースペクティブの醸成が何故今後のシルバーサービスやサービス産業の

問題を考えるうえで必要であるかについて検討する前に、そもそもこのシルバーサービス、（これからは特にシルバーサービス産業に焦点をおいて論述していきたい）というものが生まれてきた背景、そして現在のその実状について整理しておく必要がある。そこで筆者は、二つの側から分析してみたい。一つは行政サイドからの分析であり、二つ目はこのようなサービスを選択する側（ここではむしろ消費者サイド）からの分析である。この両者の需要供給関係が今日のシルバーサービス産業を成り立たせている。

（a）行政サイドからの要請

わが国の高齢者対策をみた場合、目下、老人福祉法に基づく老人福祉、老人保健法に基づく老人医療費保険、厚生年金、国民年金制度等による老齢年金給付などがある。これら福祉、医療、年金給付などの社会保障給付費は昭和59年度33兆5,770億円であり、国民所得の14%を占めている。しかし、わが国の高齢化は急ピッチで進んでおり60歳以上の高齢者が総人口に占める割合を〔表-4〕でみると、昭和60年の10.2%が、今世紀末の平成12年に

〔表-4〕老年人口比率の推移

（単位：千人、%）

| | 65才以上 (a) | 総人口 (b) | a / b | 75才以上 / a |
|-------|-----------|---------|-------|-----------|
| 昭和40年 | 6,236 | 99,209 | 6.3 | — |
| 50 | 8,865 | 111,940 | 7.9 | 32.0 |
| 60 | 12,400 | 121,047 | 10.2 | 37.6 |
| 平成7年 | 17,950 | 127,607 | 14.0 | 38.7 |
| 平成12年 | 21,271 | 131,276 | 16.2 | 39.6 |
| 平成33年 | 31,871 | 135,426 | 23.5 | 47.4 |
| 平成37年 | 31,486 | 134,923 | 23.3 | 55.0 |

出典：厚生省人口問題研究所

は16.2%、ピークの平成33年には23.5%とその比率を高め、そのうえ、75歳以上の後期老年人口の比率が高まると予測されている。¹⁵⁾ このように後期老年人口の増加は、有病率の増加とともに、寝たきり老人や痴呆性老人の大幅な増加や、高齢者ニーズの拡大・多様化等により、今後は、公的負担だけでは十分な対応が難しくなってきたことがまずその背景として存在している。

（b）高齢者の生活の変化

これまで、「老人は所得が少なく、経済的弱者である」というイメージでみられていたが、新しい高齢者は一人当たりの所得額では全所帯平均を若干下回るが、消費額、貯蓄額、持家率では全所帯平均を上回っており、シルバー層の消費の対象とみるばかりでなく、貯蓄の対象としても考える必要がでてきた。

まず所得額について、厚生省「国民生活実態調査報告」をみると、昭和62年の65歳以上の高齢者所帯の一人当たりの平均所得額は、1,534千円であり、全所帯一人当たり平均所得1,544千円をわずかに下回っている。なお所得内訳は、年金・恩給51.4%、稼働所得34.5%、財産所得8.7%、その他5%となっており、働いて収入を得る割合が減少し、代わって年金や恩給に頼る割合が増加している。¹⁶⁾ 消費額については、総務庁「家計調査年報」

〔表-5〕シルバー所帯1人当たり月間消費支出
(所帯主60才以上)

| | シルバー所帯 (a) | 年平均 増加率 | 全所帯 (b) | 年平均 増加率 | a / b |
|-------------|---------------|------------|------------|------------|-------|
| 消費支出計 | 89,308円 | 6.2% | 79,627円 | 4.7% | 1.12倍 |
| ◎生活関連 | 44,740 | 4.6 | 38,910 | 4.1 | 1.14 |
| 食関連 | 23,590 | 3.7 | 20,908 | 2.6 | 1.12 |
| 住関連 | 15,855 | 6.4 | 17,496 | 5.1 | 1.27 |
| 衣関連 | 5,295 | 3.5 | 5,506 | 2.1 | 0.96 |
| ◎福祉・医療・保健関連 | 3,671 | 6.8 | 2,017 | 5.1 | 1.82 |
| 医薬品 | 732 | 8.0 | 456 | 6.2 | 1.38 |
| 保健医療用品器具 | 1,345 | 15.1 | 437 | 10.2 | 3.08 |
| 保健医療サービス | 1,594 | 2.7 | 1,124 | 1.9 | 1.42 |
| ◎生き甲斐関連 | 40,897 | 7.0 | 38,700 | 3.4 | 1.06 |
| 交通・通信関連 | 7,229 | 9.3 | 7,566 | 6.7 | 0.96 |
| 教育 | 623 | 0.1 | 3,281 | 6.1 | 0.19 |
| 教養・娯楽 | 8,233 | 8.4 | 7,132 | 4.9 | 1.15 |
| 交際費 | 13,276 | 7.1 | 7,458 | 6.1 | 1.78 |
| その他消費支出 | 11,536 | 5.4 | 13,263 | 4.2 | 0.87 |

出典:総務庁「家計調査年報」(昭和62年)

〔表-6〕所帯人員1人あたり平均貯蓄・負債残高
(所帯主60才以上)

| | シルバー所帯 (a) | 年平均 増加率 | 全所帯 (b) | 年平均 増加率 | a / b |
|--------|---------------|------------|------------|------------|-------|
| ◎貯蓄 | 5,456千円 | 10.1% | 2,671千円 | 9.5% | 2.04倍 |
| 銀行 | 1,158 | 5.3 | 601 | 5.4 | 1.93 |
| 郵便局 | 980 | 12.5 | 420 | 9.2 | 2.33 |
| 他金融機関 | 579 | 2.9 | 380 | 5.7 | 1.52 |
| 生命保険 | 945 | 12.0 | 638 | 13.2 | 1.48 |
| 有価証券 | 1,668 | 16.2 | 551 | 12.1 | 3.03 |
| その他 | 126 | 20.0 | 81 | 9.4 | 1.56 |
| ◎負債 | 545 | 6.4 | 854 | 9.4 | 0.64 |
| ◎貯蓄一負債 | 4,811 | 10.0 | 1,791 | 8.0 | 2.69 |

出典:総務庁「貯蓄動向調査報告」(昭和62年)

(注) 有価証券には、株式、債券、株式投資信託、
公社債投資信託、貸付信託、金銭信託を含む

〔表一5〕をみると昭和62年の60歳以上の高齢者所得の一人当たり月間消費支出は89,308円で、全所帯平均の一人当たり月間消費支出79,627円を9,681円上回っている。¹⁷⁾

貯蓄額については、総務庁「貯蓄動向調査報告」〔表一6〕をみると、昭和62年の60歳以上の高齢者所得の一人当たりの平均貯蓄残高は、5,456千円、負債残高は545千円となっており、全所帯平均の一人当たり貯蓄残高2,671千円、負債残高854千円に比べて、貯蓄残高で約2.04倍、貯蓄から負債を引いた実資力では約2.7倍となっている。¹⁸⁾

持家率についても65歳以上の高齢者のいる所帯の持家率は85.0%で、全所帯平均の62.4%を大きく上回っているのである。

ただしこれらの数字はあくまで平均の値であって、そこには地域間拡差や、所得間拡差が日本の場合非常に大きい事を忘れてはならない。このことについては後半のシルバーサービスの課題と展望のところで指摘したい。

いずれにせよ、このようなシルバーサービス産業が注目されはじめた背景を整理していくと、まず行政側としては、

- ① 市場機構のもつ創造性・効率性が適切に発揮されれば、公的部門のサービスより、高齢者のニーズに足したサービスが安価で提供され得るのではないかという期待。
- ② 行政がいたずらに民間企業の排除や規制を行わず、公的部門が責任を持って提供すべきサービスであっても、支障のない限り適正な管理のもとに民間に委託し得るのではないかという財政難の状況下での期待。

の二つを掲げたい。そして一方、サービスを受ける側の高齢者側の要因としては、わずらわしい基準や、規制の手續きに悩まされるよりも、今の経済力の豊かさのなかで、より即応的、効率的なシルバーサービスの方を選好する新しいライフスタイルを私事化現象（プライベートライゼーション）とも重なり合いながら、生活のなかに取り入れるという消費者側の期待が存在しているのではないだろうか。

（3）シルバーサービス産業の現状

前述したように、シルバーサービス産業についての定義、対象領域、分類等はまだまだはっきり決まっていない。対象範囲、分類については、消費市場と貯蓄市場に大別されるが、厚生省がシルバーサービス産業の主な対象として

- ① 住居関連
- ② 介護サービス関連
- ④ 福祉機器関連
- ④ 金隔関連
- ⑤ 医療関連
- ⑥ レジャー関連
- ⑦ その他日常生活関連

の七つの関連ビジネスを掲げている。¹⁹⁾しかし、シルバーサービス産業を考える場合、例えば生き甲斐関連を含めて、もっと広いシルバー層を含めた家族・家庭全般をビジネスの対象とした考え方があるのではないかと考えられる。さらには、新たな商品やサービスを供給する情報ネットワーク型の関連産業が近い将来注目されてくるのではないかと考えられる。〔表一7〕は、ある調査機関が行った、将来有望なシルバーサービスの主なものの一覧表である。この表をみればいかに多くの企業が高齢化社会に対応した新しいビジネス領域を開発しているかがわかる。²⁰⁾ 詳しい各分野（企業）の実情に関する検討は紙面との関係もあり、別

の機会にゆずりたい。ここでの論点は、このようなシルバーサービス産業と社会福祉との接点のあり方、しかも家族福祉的なパースペクティブからみた問題点に焦点をおいている。次に私なりにその主な論点をまとめてみたい。

〔表-7〕有望なシルバービジネス一覧表

| 関連 | 市場 | 商品(モノ) | サービス |
|-----------------------|-------|---------------------------------|--------------------------------|
| 生 活 | 住 関 連 | 住宅リフォーム(増改築等) 賃貸住宅、リゾート関連 | 緊急警報システム |
| | 食 関 連 | 自然食品、健康食品、調理食品、 総菜食品、高齢者医療食 | 産地宅配、外食(和食) |
| | 衣 関 連 | 高齢者向け肌着、健康ふとん | 通信販売 |
| | そ の 他 | 養毛剤、白髪染、化粧水 入れ歯、老眼鏡 | レンタル、家事代行サービス、 サービス券付きギフト券 |
| 福 祉 ・ 医 療 ・ 保 健 | 福 祉 | ケア付き有料老人ホーム、 介護機器(紙おむつ、ベッド等) | 在宅介護サービス、 給食サービス |
| | 医 療 | 成人病薬、ME機器、人工心臓 | 病院業務代行サービス、 医療情報サービス |
| | 保 健 | スポーツ用品、健康施設、 健康機器 | 健康診断・管理サービス、 フィットネスクラブ |
| 生 き 甲 斐 | レジャー | 観光・レジャー施設 | 国内旅行、海外旅行、ゲートボール、 カラオケ、ゴルフ |
| | そ の 他 | 孫用のオモチャ、ペットフード、 DIY、レジャー情報誌 | 人材派遣業、カルチャーセンター、 冠婚葬祭 |
| 安 心 | 貯 蓄 | | 一時払い養老保険、投資信託、 コンサルタント・サービス |
| | 年 金 | 住宅担保型年金 | 企業年金、個人年金、 終身保険付き年金 |
| | 保 険 | 老人ホーム特約付き終身保険 | 変額保険、介護サービス付き保険、 介護給付金付き保険 |
| | そ の 他 | ワンルームマンション | ゴルフ会員権、遺言信託 |

第3章 家族福祉政策からみたシルバーサービス産業の課題と展望

これらの民間のシルバーサービス産業が登場してきた背景を考えた場合、前述したように二つの側からの(行政側の期待と消費者側のニーズ)要因が重なり合っていた。しかしそれも十分な相互のコンセンサスや論議を踏まえないで、急速な高齢化社会に対応せねばならぬという緊急性のなかでこのサービス形態が出現してきたことに、この問題の特殊性が存在しているといつてよい。そこでこの問題に関して、筆者は三つのレベル(次元)から検討を加えたい。一つはこの問題の理念的な課題の検討であり、二つ目は、この問題の構造的な課題であり、最後は、この問題の機能的な課題の検討である。これら三つのレベ

ルからの考察を十分重ねることによって、21世紀の新しい社会福祉供給システムとしてのシルバーサービス産業の方向性を考えるうえでの糸口がみつかるのではないかと考える。

(1) 理念的な課題

まず最初に提示したい課題は、このシルバーサービス産業の問題を考える際に、サービスを育成しようとする行政側も提供する企業側も互いに家族福祉政策的な理念がきわめて脆弱な状況下にあるということである。例えばどのような事柄かと言えば、老人のケアの問題は、老人だけを対象とした介護とか援助をしようとしても駄目であって、家族全体を援助するといった家族福祉政策的なパースペクティブが両者のサービス側のサービス理念のなかに備わっていないなければならないという事である。

それでは、家族福祉政策的なパースペクティブとは何かという問題が浮び上がってくる。すなわち第1章で提示した家族福祉政策の具体的な内容の展開とそれを根底から支えているいわば「思想」の（欠如の）問題と重なり合う。筆者は、それは「真の男女平等観に基づいた、人間性を重視した福祉哲学（思想）の確立」の問題であると考えている。²¹⁾ もう少し平易に表現するならば、家族福祉政策は、「児童政策」でも、またいわゆる「女性政策」でもなく、むしろ人間の生きざまを重視した「人間性重視の総合政策」であると言っても過言ではない。つまりパースペクティブとしての「家族福祉政策」においては、より具体的には、社会の平等化をその理念とし、新しい家族の多様なライフスタイルが支持されるとともに、男女の従来のいわゆる性役割観のみなおしが包括的な具体的施策の検討となって実現（実行）されなければならない。そうした理念的な課題のコンセンサスが、真の「生活の質（QOL）」の向上につながっていくのである。すなわち、「公共性」という社会福祉原理と「民間性」という市場原理の両者の根底には、こうした「生活の質」を発展向上させなければならないとした共通の「人間性重視の原理」が存在していなければならないのである。「公共性」の側からの「人間性」のみなおしと、「民間性」側からのそのみなおしが恐らく21世紀の社会福祉や企業そのものの方向性を決定づけるように思われてならない。例えば、前者は従来のたて割りの福祉観からの脱却であり、後者は「産業の福祉化」といった新たな経営理念の確立が必要になってきたのではないかと考える。

(2) 構造的な課題

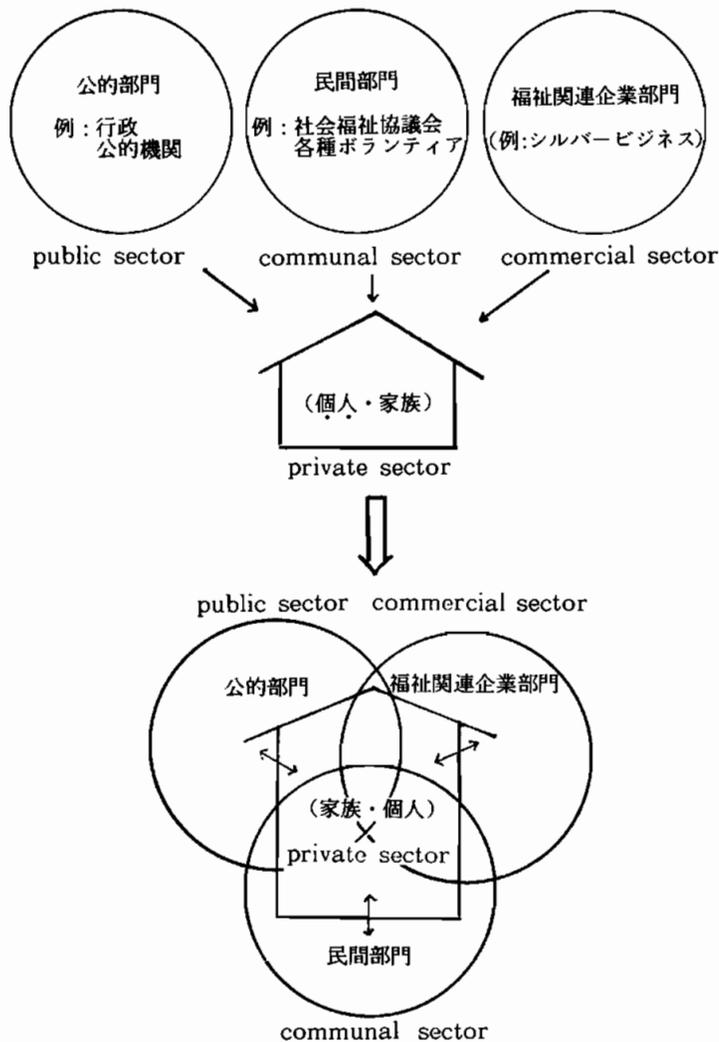
現在の社会福祉の概念が新たな福祉概念につながるためには、現在の社会福祉制度の大幅な見直しが必要となってくる。現在はまさに社会福祉の大改革（大転換）の時代であると言っても過言ではない。より具体的には、社会福祉事業法の見直しや、社会福祉士や介護福祉士の資格取得後の明確な社会的位置付けの方向性や、このシルバーサービス産業の健全育成の課題等が山積みされている。

前述したごとく、急速な高齢化社会の到来は、（これを急速な家族構造の変動過程としてみた場合）、家族を一つの全体としてみる視点（パースペクティブ）がどうしても必要になってくる。A・カーンとS・カマーマンが示した家族福祉政策の考え方には、真の個人の自立は、集団としての家族の自立が不可欠（逆もまた真なり）であり、家族を「一つの全体」として社会がサポートすることによって、個人の人間としての尊厳や自由が保たれる²²⁾という考え方が構たわっているように思われる。そして家族全体の自立によって、個人の選択の自由が保障され、真のプライベートイゼーション（私事化）や多様なライフスタイルの選択が可能となる成熟した社会が形成されていくのである。そのような真の男

女平等社会を築くための構造的な課題を考える場合、従来の福祉や保健や医療サービスといった社会の側から家族や個人への供給のしくみ（システム）のあり方が今問われてきているのである。新しい社会福祉サービスの供給システムの構築のための研究の重要性はここにある。すでにこれらの研究はいくつかの研究成果として世に出されている。²³⁾しかし、まだ家族福祉的なパースペクティブからみた研究は少ないように思われる。

ここで筆者が取り上げたい点は、これらの供給システムの構造的な側面、例えば社会福祉資源の把握・開発と、それらのネットワークという構造的な側面における（つまりここでの新たな供給システムとしての）シルバーサービス産業の位置付けをどうみればよいのかという点と、次章のそうした構成されたシステムがいかに力動的に機能し得るかという機能的な側面の二つである。

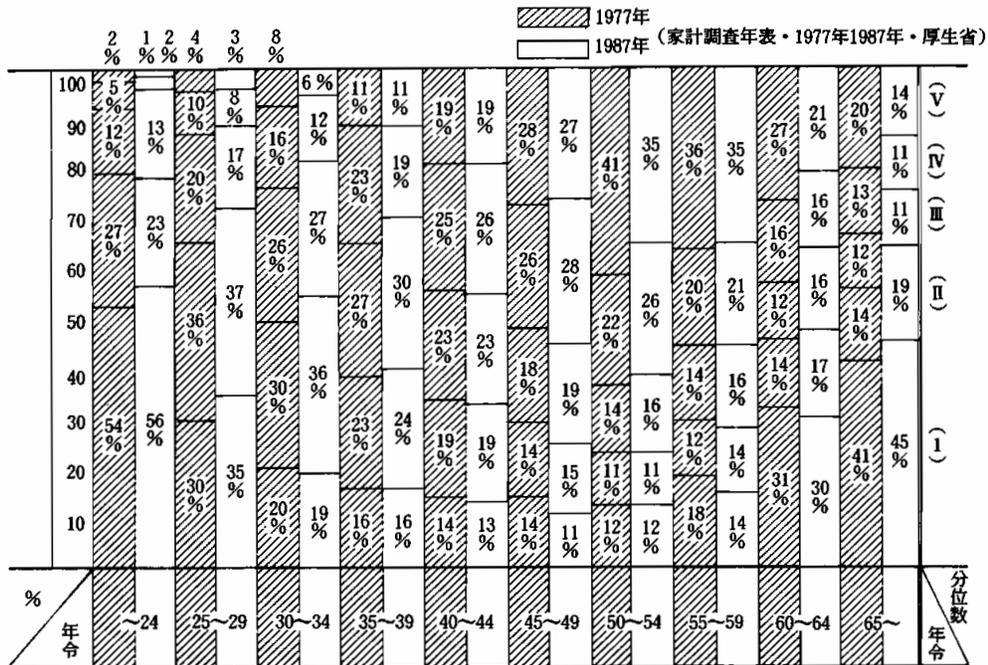
〔図-2〕福祉サービスの供給主体



家族はその社会を構成する最も基礎的な集団である事を考慮した場合、こうした総合的な社会福祉供給システムの主体はあくまで家族であり、それを構成している個人であることを念頭においておかなければならない。(家族は決して客体ではない)そのような家族や家庭をベースにした社会福祉サービスの供給図式は、〔図-2〕で示すことができる。現在のところ大きく三つのセクターによって供給されてきた。公的な行政部門と二つの民間部門(地域社会的セクターと市場型(企業)セクター)である。このシルバーサービス産業はまさしく市場型セクターに属する。今まではそれぞれ個々のセクターがばらばらの供給方策によって、主として個人を対象にしてそのサービスが展開されてきた。そして最近になってこれら三つのセクターが互いに総合調整され、より有効的かつ即応的に個人を対象とするだけでなく家族全体を対象とするサービスの構築が重要であることが気づかれはじめてきた。しかし現実にはこの供給システムにはいろいろな落とし穴が存在している。²⁴⁾例えば、システムだけのひとり歩きにより、サービス需要者のニーズからかけ離れたサービスになってしまったり、またサービスそのものの質・量の総量が社会的に十分整っていないという課題が山積みされている。それと何よりも、こういったシステムの主体であるべき家族や個人が、このような供給システムの構築の際に十分その意見が繁栄されるようなチャンネルが用意されておらない。またそれだけでなく、そのような供給システムの存在すら知らされていない(または知らない)という事が多いのである。

次に家族と所得との関係であるが、今後も現在のような高齢者の経済的な豊かさが保持されるかどうかという疑問については、答えはどうもノーである。

〔表-8〕 1977年) 年収の年齢別五分割合比較表
1987年)



出典：「変貌するシルバーライフ」河島修

この〔表-8〕をみると、やく六割の高齢者は所得のうえにおいては中位以下であり、また年間年収の多い高齢者の区分に目を転ずると、最上位の第五分位で10年前の20%から14%に減っている。つまりリッチな高齢者は高齢者全体のなかで、10年前にくらべて相対的に減少の傾向にあるということをこの表は示している。²⁵⁾ 今後の年金改革がシルバーサービス産業の方向性を左右するものと考えられよう。

しかしながら、このような年金制度に代表される社会保障制度の見通しの日度がついたとして、「福祉は有料」の時代を向えることになっても、すべてのサービスを（公的なサービスはともかくとして）そのほとんどをビジネスサービスに委ねることは、本来の家族福祉の理念から逸脱してしまうことになり、ますます階層によるスティグマが生まれ、家族解体（社会解体）を引き起すことになりかねない。家族や家庭の基盤の充実を考えた場合、ボランティア活動等に代表される地域社会の民間部門の育成を優先すべきであると筆者は考える。何故ならば、生活の主体者は住民一人ひとりであるからである。シルバービジネスはあくまで補完セクターでなければならない。

（3）機能的な課題

この家族福祉政策からみたシルバーサービス産業の方向性を考える第三のレベルが機能的な課題である。

わが国は今後、北欧型の公共サービスを中心としたサービスシステム（公共主導型）を構築していくべきか、はたまた米国型の（民間主導型）サービスシステムをモデルとしていくべきかの論点はさておき、ここで取り上げた家族福祉政策的なパースペクティブを公・民両方が取り入れないかぎり、ますます家族や個人の生活基盤は前項で示したように、専門分化された専門機関によって分断されていく可能性が大であることに気づかなければならない。もしそれに気づかなければ、本来多様な文化的なニーズを認め合いながら、個人の自己実現をはかっていくような真の成熟社会の到来を遅らせてしまうことになりかねない。

超高齢化社会に対応したシルバーサービスの機能的な課題のキータームは恐らく次の二つでないかと考える。つまり‘ネットワークング’と‘コーディネーション’である。今まで‘ネットワークング’と‘コーディネーション’は分けて考えられてきた点に一つの問題があったと筆者は考えている。公・民の両方のサービス体系が、家庭基盤の充実結びついたより具体的な機能的課題がこれらである。両者は本来はセットで考えなくてはならない事柄でありながら、‘コーディネーション’に関しては、その実態がはっきりされていなかった。公的セクター（行政）の課題は、この問題に関して言うならば、シルバーサービス産業の‘チェック’とサービスの‘コーディネーション’につきると言っても過言ではない。きちんとしたシルバーサービス産業に関するさまざまな倫理綱領はじめ、サービスの基準や価格調整などは行政側の責任として明確化しておかなければならない事柄である。豊田商事事件をきっかけとして、サービスを受ける側の無防備性が指摘された。シルバーサービス産業のサービスがそこで何がなされているかということをしきりと把握する行政側の責任性が注目されはじめている。問題は‘コーディネーション’である。つまり、さまざまなサービスとサービスの総合的な調整機能をこのような新しい供給システム化において、どこが、どのようにしていくかという課題である。そうした調整的な役割は、本来行政側にあるものの、それを担当する領域はできれば第3セクター方式（例えば公社形式、財団形式等）でもって対応していく方がよいように思われる²⁶⁾。重要なことは、こ

のようなシルバーサービス産業の動向を公的なセクターがきちんと把握しておかなければならない事である。そしてできる限りそのコーディネイト機能に住民や家族側（消費者）の参加が可能なシステムを作っておく必要があると考える。

一方シルバーサービス産業側の課題としては、次の二点を掲げておきたい。第一点は、「サービス業際化」という概念の導入と、第二点は、「産業（企業）の福祉化」という概念の展開である。特にシルバーサービス産業の進出の動向をみた場合、従来の大企業主導型の、しかも一部のシルバー層のみをターゲットとした対応から、前項で示したこれからの高齢者の大部分を占める中間層の人びとを対象とした、より安価で、多品様なサービス内容を生み出すための中小企業間の新たな‘異業種交流’型への政策転換を促進していく必要があると考えられる。そして「企業の福祉化」の問題に於いては、従来の企業内年金等に代表される狭い福祉化ではなく、社会における企業の果たす社会的役割や責任を、この超高齢化社会のなかで企業自身がどう具体的に創設していくかが、今後の企業の生き残れる一つのメルクマールになるであろうと考える。

<補注及び参考文献>

- 1) 厚生省『厚生白書』1989年度版。
- 2) 厚生省『厚生省行政基礎調査報告書』1988. p.43.
- 3) 総務庁統計局『社会生活統計指標』1988. p.27.
- 4) 日本経済新聞「経済教室」1987年11月25日付。
- 5) Burgess. E. W., "The Family; From Tradition to Companionship" D. VanNostrand. 1971.
- 6) 総理府世論調査「家族・家庭」1988. p.113.
- 7) Kamerman, S. B. & Kahn, A. J. ed "Family Policy" Columbia Univ. Pr. 1978
- 8) *ibid.*, p.3.
- 9) *ibid.*, p.4.
- 10) Aldous, J, etal, ed. "Politics and Programs of Family Policy-United States and European Perspicitive" U. of Nortre Dame Pr. 1980. p.255. (桂良太郎訳「ヨーロッパとアメリカの「家族政策」に対するパースペクティブ」『姫路学院女子短期大学 紀要』(第11号)1984.)
- 11) "Family and Public Policies in the United States" The National Commission on Family and Public Policies, 1978.
- 12) 厚生省人口問題審議会『人口と家族に関する報告書』1988.
- 13) 兵庫県『長寿社会対策大綱 人生80年いきいきプラン』1987.
大阪府『大阪府長寿社会対策長期ビジョン安心・ゆとり・自立のエイジレス社会の実現をめざして』1989.
- 14) 前川正行「シルバーサービスについて」『老人問題研究』Vol. 8. 1988. p.65-66.
- 15) 厚生省人口問題研究所『人口統計』1988. p.13.
- 16) 厚生省『国民生活実態調査報告』1988. p.63.
- 17) 総務庁統計局『家計調査年報』1988. p.117-126.
- 18) 総務庁統計局『貯蓄動向調査報告』1988. p. 130-138.

- 19) シルバーサービスの現状と健全育成に関する研究会編『シルバーサービス—長寿社会へのチャレンジ』中央法規出版1986. p.36-37.
- 20) 大和銀行調査部『経済調査』No. 469. 1987. p.10.
- 21) 雀部猛利・桂良太郎『家族と福祉—現代家族福祉研究序説—』海声社1987.
- 22) 社会福祉国際セミナー（1980年5月20日、於東京日本女子会館）A. カーン, S. カマーマン来日記念講演記録より.
- 23) 松原一郎, 上野谷加代子, 高田真治編『社会的ケアシステム—高齢者福祉の計画と実践—』全国社会福祉協議会. 1988.
高極高宣, 小林良二, 高橋紘士, 和田敏明編『福祉政策学の構築』全国社会福祉協議会1988. 等.
- 24) 上野谷加代子「在宅福祉サービス供給の方向性」『社会的ケアシステム』松原一郎他編 全国社会福祉協議会 1988. p.42-43.
- 25) 河島修『変貌するシルバーライフ—1920年～1990年代—』竹内書店新社1989. p.166.
- 26) すでに国レベルにおいては、1985年11月にシルバーサービス振興指導室を設置している。また1987年3月には社団法人「シルバーサービス振興会（ESP A）」が設立されている。兵庫県も、1988年4月より兵庫県シルバーサービス振興協議会が設立され、シルバーサービスに関する情報収集と提供や異業種交流の促進、調査研究等を進めている。